20 歳未満の患者さんの診療における同意について

当院では、20 歳未満の患者さんの診療における説明および同意について、患者さんの年齢や判断能力、医療行為の内容に応じて対応しております。なお、同意書への署名が必要な医療行為については、原則として保護者（親権者）の同意をお願いしております。

また、2026 年 4 月施行の民法改正により、離婚後も父母双方を親権者とする「共同親権」を選択することが可能となりました。当院では、共同親権の場合、医療行為の内容に応じて親権者双方の意思確認をお願いすることがあります。

■ 同意の取り扱い

【日常的な診療・軽微な処置】

診察、検査、投薬などの日常的な診療については、患者さんの年齢や判断能力等を踏まえて対応します。

【同意書への署名が必要な医療行為】

輸血、血液製剤の投与、鎮静下検査、手術、全身麻酔を伴う処置、抗がん剤治療など、同意書への署名が必要な医療行為については、20 歳未満の患者さんの場合、原則として保護者（親権者）の同意をお願いしております。

共同親権の場合は、医療行為の内容に応じて親権者双方の意思確認や同意をお願いすることがあります。なお、親権者間で意見の相違がないことが確認できる場合などは、一方の親権者の同意により実施することがあります。

生命または身体に重大な危険があり、緊急に治療が必要と医師が判断した場合は、一方の親権者の同意または医師の判断により治療を行うことがあります。

■ 保護者の皆さまへのお願い

・離婚後に共同親権を選択されている場合は、診療を円滑に行うため、担当医師または看護師にお申し出ください。
・入院、手術その他の重要な医療行為を行う際には、共同親権の有無を含む親権関係や監護状況を確認させていただく場合があります。
・必要に応じて、親権関係を確認できる書類の提示や、親権者双方の意思確認をお願いする場合があります。
・共同親権の場合は、重要な医療行為について事前に父母間で十分にご相談ください。
・親権者間で意見が一致しない場合は、緊急時を除き、治療や処置を延期または保留する場合があります。
・保護者（親権者）が来院困難な場合は、医師が電話等で同意を確認し、同意書に代筆することがあります。必要に応じて来院をお願いする場合があります。

横須賀市立総合医療センター
インフォームドコンセント委員会